

## 令和2年度 第2回たつの市都市計画審議会 要旨

○開催日時 令和2年12月23日（水） 午前9時56分から午前10時35分

○開催場所 市役所新館4階 災害対策本部兼大会議室

○出席者 委員20名（代理出席3名含む）  
市職員6名

○傍聴者 0名

○審議事項

議案第1号

中播都市計画用途地域の変更について（付議）

○審議事項の説明

議案第1号

中播都市計画用途地域の変更について

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 令和2年9月25日から令和2年10月8日まで
- ・ 縦覧人数 0名
- ・ 意見書の提出 0件

○採決の結果

議案第1号

中播都市計画用途地域の変更について（付議）

原案どおり可決

【審議内容】

事務局	<p>(議案第1号について説明)</p> <p>それでは、中播都市計画用途地域の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、兵庫県にて手続きが進められている、区域区分、市街化区域と市街化調整区域の見直しを含めた都市計画区域マスタープランについては、令和3年1月13日から27日までの縦覧期間を設け、2月に開催される県の都市計画審議会において付議される予定とされています。</p> <p>その区域区分の見直しに伴い、並行して用途地域の見直し箇所について、前回8月6日の都市計画審議会にて説明をさせていただきましたが、知事協議や縦覧等の法定手続きを終えましたので、用途地域の変更について本審議会に付議するものです。</p> <p>用途地域の変更箇所については、区域区分の変更箇所と同じ、栄地区(0.8ha)と朝臣地区(0.3ha)となります。</p> <p>各地区の説明をさせていただきます。</p> <p>栄地区について、JR山陽本線上の令和跨線橋が3月に供用開始となり、都市計画道路が整備されました。道路区域が確定したことに伴い、虫食いのように市街化調整区域となる箇所を市街化区域に編入する予定です。周辺は皮革工場等が立地しており、工業地として一体的な土地利用が図られていることから、用途地域は隣接する用途地域と同様の工業地域とし、建蔽率60%、容積率200%とします。</p> <p>航空写真と現況写真となります。一部農地がありますが、道路で分断されており、周囲は工場で農地の連続性を阻害するものではありません。</p> <p>写真南側については、3月に供用開始となった揖龍南北幹線道路が完成しております。</p> <p>こちらは、3月の供用開始の式典時にドローンで撮影した航空写真です。赤い点線部分が、用途地域の変更箇所となります。</p> <p>朝臣地区については、市街化区域内で運営されていたこども園の拡張に伴い、拡張箇所が市街化区域に編入される予定です。土地利用の用途がこども園という社会福祉施設であることも踏まえ、用途地域については、既存の用途地域と隣接する部分が大きい第1種住居地域とし、建蔽率60%、容積率200%とします。</p> <p>航空写真と現況写真です。市街化区域の施設同様、すでに運営され一体的な土地利用がされています。</p> <p>8月6日の都市計画審議会での報告以降の法定手続きについて、説明します。</p> <p>用途地域の変更について、8月18日に知事協議の申出をし、8月25日に異存なし、意見なしの回答をいただきました。</p>
-----	---

	<p>また、案の縦覧について、広報 9 月号及び市ホームページに周知を図った上で、9月25日から10月8日までの2週間実施しましたが、縦覧人数は0人、意見書の提出はなし、でした。</p> <p>よって、中播都市計画用途地域の変更について、県、市民及び利害関係者から特段の意見がなかったため、原案のとおり変更するものとさせていただいております。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについて、説明します。</p> <p>本日、付議させていただいた案について、異議なしの答申をいただいた場合、3月に予定されている県の区域区分の決定告示と合わせる形で用途地域の変更決定を行う予定としております。</p>
会長	<p>議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら挙手の上、発言願います。</p>
委員	<p>異議なし。(異議なしの声、多数)</p>
会長	<p>質問、意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号について、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員20名中、全員が挙手)</p>
会長	<p>挙手全員ですので、全会一致で議案第1号については、本案のとおり承認されました。</p>